

「放課後等デイサービス」重要事項説明書

この重要事項説明書は、児童福祉法に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

セルフサポート株式会社
キッズまごのて YOUR PLACE
当事業所は児童福祉法にもとづく放課後等デイサービス事業所の指定を受けて
います。(京都市指定 第2650100353号)

キッズまごのて YOUR PLACE
京都府京都市北区紫竹下緑町17 シークビル2階
TEL 075-284-0550
FAX 075-284-0551

指定放課後デイサービス事業所「キッズまごのて YOUR PLACE」
重要事項説明書

<令和7年10月1日現在>

1. 事業者名称概要

名 称	セルフサポート株式会社
法人所在地	京都市上京区中立売通大宮西入新白水丸町446番地
電話番号	075-431-1575
代表者氏名	代表取締役 峯 康典
設立年月	平成20年3月6日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定放課後等デイサービス
事業所の名称	キッズまごのて YOUR PLACE
事業所の所在地	京都市北区紫竹下緑町17 シークビル2階
連絡先	電話:075-284-0550 FAX:075-284-0551
管理者氏名	長尾 世志将
児童発達支援 管理責任者	長尾 世志将
定員	10人
指定年月日	令和6年7月15日
事業所番号	京都市 第2650100353号
事業所が行なっている他のサービス	

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	<p>セルフサポート株式会社(以下、「事業者」という。)が設置する「キッズまごのて YOUR PLACE」(以下、「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス(以下、「指定放課後等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。)の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。</p>
運営方針	<p>①事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>②指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>③前二項のほか、法及び「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(平成25年1月9日条例第36号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供するものとする。</p>

4. 通常の事業の実施地域

京都市北区、上京区、左京区(大原を除く)

5. 営業時間とサービス提供時間

営業日 営業時間	<p>年中無休とする。 午前9時から午後7時までとする。</p>
サービス提供日 及び サービス提供時間	<p>年中無休とする。 平日:午後1時から午後7時までとする。 土・日・祝日及び学校休業日:午前10時から午後4時までとする。</p>

6. 職員の体制

職種	業務内容
管 理 者	<p>常勤1名 管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。</p>
児童発達支援管理 責任者	<p>常勤1名 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6か月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。</p>

保育士 児童指導員	常勤2名以上 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。
--------------	---

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. 設備の概要

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	1室	日常生活訓練、集団生活適応訓練、創作的活動を行う
スヌーズレンルーム	1室	五感をやさしく刺激するものを室内に配置
トイレ	1室	洋式トイレ
台所	1室	食事の準備や軽食などを調理
相談室	1室	更生相談、介護方法の指導などを行う

8. サービスの内容

(1) 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行います。

(2) 集団療育

療育目標を設定した集団プログラムに沿った集団療育を行います。

(3) 関係機関との連携

保健、医療教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図ります。

(4) 健康状態の確認

健康状態を観察、体調不良時には家族や医療機関と連携し、健康面の支援を行います。

(5) 送迎サービス

送迎を必要とする児童には、必要な送迎サービスを行います。

(6) 相談、助言

必要におうじて相談及び助言を行います。

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所のサービス管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

9. 利用料金

- (1) 障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)から家計の負担能力その他の事情を考慮して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情を考慮して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます(利用者負担額といいます)。
なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

	利用料	利用者負担額
区分1 (30分以上1時間30分以下)	6,084円	608円
区分2 (1時間30分超3時間以下)	6,455円	645円
区分3 (3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	7,059円	705円

【加算項目】

- ① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
児童指導員等加配加算 常勤専従5年以上	1,982円	左記の1割	常時見守りが必要な障害児の支援や保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、基準を上回る児童指導員等を1名又は2名以上配置している場合、利用1日につき加算されます。
専門的支援体制加算	1,303円	左記の1割	専門的支援を必要とする児童のため専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者)を配置している場合、利用1日につき加算されます。
専門的支援実施加算	1,590円	左記の1割	専門的支援を必要とする児童のため専門職により個別・集中的な専門的支援を計画的に実施した場合に、加算されます
福祉専門職員配置等加算(I)	159円	左記の1割	常勤の児童指導員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用1日につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
家族支援加算(I) イ(1時間未満)	2,120円	左記の1割	個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、居宅を訪問し、相談援助を行った場合に加算されます。
家族支援加算(I) ロ(1時間以上)	3,180円	左記の1割	
利用者負担上限額 管理加算(月1回限度)	1,590円	左記の1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
欠席時対応加算(I) (月4回限度)	996円	左記の1割	障害児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算。
強度行動障害児支援 加算(I)	2,120円	左記の1割	強度行動障害支援者養成研修修了者が、他害や自傷行為が起きやすい障害児にサービスを提供した場合に加算されます。
送迎加算(片道)	572円	左記の1割	居宅・学校等と事業所との間の送迎をした場合に加算されます。
延長支援加算 30分以上1時間未満	646円	左記の1割	基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(5時間)の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合(職員を2名以上(うち1名は人員基準により置くべき職員(児童発達支援管理責任者を含む))を配置)に加算されます。 なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能です。
延長支援加算 1時間以上2時間未満	975円		
延長支援加算 2時間以上	1,303円		

(2) 上記(1)の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

(3) 事業者は、上記(1)及び(2)の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護

者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

(4)次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

(ア)創作活動に係る材料費 実費

(イ)おやつ代 1日あたり100円

(ウ)学休日の昼食代500円(内容により若干の変動があります。)

(エ)その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※(1)から(4)までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。

<福祉・介護職員等処遇改善加算>

当事業所では、行政の指導に従い、優秀なスタッフの獲得および養成に資するため、職員の処遇改善に日々努めているところでありますが、これについて行政からの承認を受けた場合、介護給付費が13.4%加算(加算Ⅰ)となり、ご利用者負担額も同割合で増額となります。なにとぞご理解のほど、お願い申し上げます。

(5)利用料金は、1か月ごとに計算して請求しますので、毎翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
 イ. 直接のお支払い
 ウ. 下記指定口座への振り込み
 ・京都中央信用金庫 西陣支店 普通預金 0937324
 セルフサポート株式会社 代表取締役 峯 康典

10. サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

11. 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ①虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 長尾 世志将
- ②成年後見制度の利用支援
- ③苦情解決体制の整備
- ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

12. 緊急時の対応

現に児童発達支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

(1)障害児のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			

主治医		電話番号	
-----	--	------	--

(2)緊急連絡先

連絡先①	氏名： 所在地： 電話番号：
------	----------------------

(3)事業所の協力医療機関

医療機関名	医療法人 なかにキッズクリニック	診療科	小児科・アレルギー科
所在地	京都市北区大宮北林町29-1 ライラック1F		
代表者	理事長 中谷 拓也	電話番号	075-494-3210

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	長尾 世志将

14. 障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9時から午後7時までです。

15. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

16. 苦情・相談の受付について

(1)当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談受付窓口(担当者) 児童発達支援管理責任者 長尾 世志将

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 12:00～19:00

土・日・祝日及び学校休業日 10:00～16:00

<苦情解決責任者 管理者 長尾 世志将>

(2)行政機関その他苦情受付機関

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

TEL 746-7625

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部児童福祉センター

中京区壬生東高田町1番地の20

TEL 950-0748

京都府福祉サービス運営適正委員会(京都府社会福祉協議会)

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375ハートピア京都5階

17. 事故発生時の対応

本事業者は、損害賠償保険に加入しています。

18. 第三者による評価の実施状況(有・無)

- ①実施した年月日 年 月 日
- ②実施した評価機関の名称
- ③当該結果の開示状況(有 無)

令和 年 月 日

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称:キッズまごのて YOUR PLACE

管理者名:長尾 世志将

説明者名:児童発達支援管理責任者 長尾 世志将

私は、本書面に基づいて事業者から指定放課後等デイサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

通所給付決定保護者住所:

通所給付決定保護者氏名：

続 柄：